

約束的禁反言の法理と契約における動機の保護

—— 契約規範として成立する契約準備交渉段階の説明義務（四） ——

湯 川 益 英

まえがき

本稿は山梨学院大学法学論集に連載中の「契約規範として成立する契約準備交渉段階の説明義務——契約規範と契約における動機の保護・覚書——（一）」（三・未完^①）の続編（第二編第三章第二節にあたる）である。創刊号への掲載であるにもかかわらず、本稿に「契約規範として成立する契約準備交渉段階の説明義務（四）」との副題が付されているのはこのためである。

連載途中で掲載誌の変更を余儀なくされたのは、昨年四月をもって私の所属が法学部法学科から大学院法務研究科に変更され、法務研究科が独立した紀要を持つことになったという形式的な理由によるものである。

拙稿「契約規範として成立する契約準備交渉段階の説明義務——契約規範と契約における動機の保護・覚書——」

は、契約規範による契約における動機の保護の現状把握と、そのあるべき姿の追求を課題としており、第一編においては、わが国の学説および判例・裁判例が検討され、中間的考察がなされている。また、第二編においては、契約における動機の保護法理として機能する諸外国の契約法理論の比較法的考察が企図され、既にドイツの法理 (*culpa in contrahendo* und § 311Abs. 2BGB, § 311Abs. 3BGB, § 242Abs. 2BGB) / フリンンスの法理 (*obligation de cooperation et obligation de collaboration*) の検討がなされ、英米の法理 (*misrepresentation and promissory estoppel*) の論述が継続中である。

本稿は、英米の法理のうち、約束手続の法理について論じた部分である。

掲載誌の変更という制約によって、体裁を整えるために、独立した小稿という形で公表する運びとなったが、上記のような context において判読していただければ幸いである。

第一 約束手続の法理・前史

— consideration の法理の形成と展開 —

1) 約束手続の法理の誕生の背景には、英米において、契約の拘束力の根拠とされる *consideration* の存在がある。そこで、約束手続の法理に論及するまえに、イギリスにおける *consideration* の法理の形成とアメリカにおけるその展開を鳥瞰しておきたい。

2) 英米法においては、契約は、合意に加えて一定の形式をもった捺印証書 (*deed under seal*) という書面による場合、あるいは、約束手続が *consideration* によるものである場合でなければ法的な保護を受け得ない。つまり、

consideration のない simple contract が保護されるのは捺印証書の裏づけがある場合に限られる。

すなわち、契約の基礎は有効な契約意思の合致としての合意であるが、そのときでも、捺印証書に裏付けられているか、あるいは何か consideration によって支えられている場合でなければ原則的には法的な拘束力を生じないとされているのである。

consideration の法理は、一六一一七世紀のコモン・ローを背景に注目され、展開され整備される。

当時のイギリスでは、商品経済の発展に伴う迅速な取引実現の要求もあって、一六〇二年の Slade's Case を契機にして引受訴訟 (action of assumpsit) が無方式の約束を一般に保護する手段として発展していった。⁽²⁾

Slade's Case よりも前の段階では、引受は不法行為の要件のひとつと把握されており、捺印を欠く契約の不履行は、trespass として、不法行為訴訟としての action of assumpsit の枠内で処理されていたにすぎない。さらに、単に約束があっただけでは約束不履行 (nonfeasance) および不当な履行 (misfeasance) を理由とする引受訴訟を提起することは認められず、原告は被告が特定の責任を引き受けたことを立証しなければならなかった。⁽³⁾

しかし、Slade's Case において、裁判所は、明示の約束および引受の立証 (捺印契約であること、あるいは記録金銭債務 《debt of record》を有していること) を要件とすることなく、被告の約束不履行を承認するに至る。⁽⁴⁾ 事案は以下のようなものである。

Slade's Case ⁽⁵⁾

「事実」Xは、ハエーカーの定期不動産権を保有していたが、Yから依頼されて、小麦とトウモロコシの立毛につ

いての取引を行い、それをYに売却した。YはXに一六八ポンドを対価として支払うことを引き受け (assumed)、約束した (Promised) もの、それを支払わなかった。そこでXは、これによって破った損害の賠償を請求した。陪審は、実際の交換的取引自体の存在は認められたものの、その外に約束あるいは引受は存在していなかったと認定した。

〔判旨〕

「未履行の約束は、それ自体引受の意味を含んでいる。つまり、人は、金銭の支払あるいは特定物の引渡に合意する場合には、そのことによって当該金銭の支払あるいは特定物の引渡を引き受け、あるいは約束しているのである」

英米私法の歴史の上で、Slade's Case は、不法行為法から契約法を分離独立させた契機として位置付けられる。

ところが、引受訴権による保護には、当初何ら客観的な制約が存在しなかった。そこで、法的な安定性を確保するために、引受訴権による契約的な保護の範囲を客観的に制限する手段が必要とされたのである。

こうした法状況を背景に、consideration の概念は、約束の拘束力を基礎づける「理由」として、また契約責任の範囲を画定するための法理論として展開されることになる。

3) 一六世紀の半ば以降、無方式の約束が引受訴権によって一般に保護されるという法状況下で、consideration の概念は重要な位置を占めるようになり、Slade's Case を経て発展し、一九世紀に法理論として明確に確立される。

4) 契約は、受約者 (promisee) が約束者 (promisor) からの約束と引き換えに何かを与えるか、あるいは与えることを約束することによらなければ強制力を持ち得ない。そうして、consideration は、契約に拘束力を持たせるために、約束と引き換えに約束者が得る利益 (right, interest, profit, benefit)、あるいは受約者が負う不利益 (detriment, loss, forbearance, responsibility) である。かかる利益あるいは不利益のいずれかが存在すれば、拘束力ある約束 (片務契約) が成立するとされるが、一般には、約束を受ける側の不利益は約束する側の利益となる。⁽⁶⁾

双務契約においては、当事者双方が約束を付与し、かつ約束を受けることになる。すなわち、両当事者にとって、自身が付与する約束が相手方から受ける約束の consideration となる。また、無償の約束には consideration がないゆえ、捺印証書による裏付けがない場合には拘束力もないことになる。⁽⁶⁾

5) consideration の法理は、英米のコントラクト体系における中心的な理論であり、契約に拘束力を持たせるためには、申込と承諾 (assent) に加えて consideration が必要であるということについては、イギリスにおいてもアメリカにおいても相違はない。

しかし、アメリカにおいては、Holmes によって consideration の概念は変革される。

Holmes は、契約の法理は全て方式的かつ外面的であるという思想の下に、consideration の必要十分条件を、それと「約束との間に黙約化された相互的な誘引関係」が存在することであるとする。⁽⁷⁾

したがって、Holmes によれば、被約束者がいかに不利益を破ったとしても、それは被約束者の請求権を基礎づけ得ず、また、その際に約束者に利得を与えたとしても、それだけでは、やはり被約束者の請求権は基礎づけられ

ないことになろう。すなわち、完全未履行の契約においては、約束と約束、あるいは約束と履行との交換的取引 (bargain) が契約責任の根拠となるのである。⁽⁸⁾

このように、Holmesは、伝統的な consideration の法理に比して、契約責任の範囲を狭くとらえる consideration 概念を採用した。

そうして、イギリスにおいても、Pollockらによって、consideration を約束に対する対価として位置づける考え方が定着していった。⁽⁹⁾

6) Holmes の理論は、第一次契約法リステイトメント七五条によって定式化され、第二次契約法リステイトメント七一条に継受され、今日のアメリカ法における通説的な consideration 概念を形成するに至っている。

第二 アメリカにおける約束的禁反言の法理の形成と展開

1) 既述のように、consideration の法理は、イギリスにおける引受訴権の展開をその背景として形成された。

やはり、Slade's Case において、引受は立証されない場合でも推定され得ると解されたために、法の客観性を求めて、引受訴権は、明示の引受の有無の問題から consideration の有無の問題へとその成立要件の重心を移行して行ったのである。

そうして、このことによって、イギリスの民事法においては、契約法が不法行為法から独立した適用領域を形成し、consideration は、契約の拘束力の主たる根拠となるにいたる。

2) 前節にみたような、英米における当時の契約観を徹底すれば、贈与⁽¹⁰⁾および家族間の約束 (family promises)⁽¹¹⁾に多くみられる無償の約束の場合、捺印証書の存在がなければ、約束には拘束力が認められないことになろう。

しかしながら、実際には、considerationを欠く約束は、契約法上の保障は受け得ないものの、全く法的な拘束力をもたないというわけではなく、action on the caseを利用して、引受による不法行為上の法的保護は受け得たのである。

このように当時の英米の法状況は、取引に関連する民事紛争の解決のために、considerationの法理による契約法上の保障と引受を根拠とする不法行為法上の保護とが併存するというものであった。

かかる状況の下で、取引関係から生じた損害の賠償責任を、契約的保障とも、不法行為的保護とも判然としない理論によって承認する判決が散見されるようになる。

こうした時代の流れの中で、アメリカにおいては、considerationのない無償の契約について、禁反言 (estoppel) を思想的な背景とする判決が下されることになった、と考えられている。⁽¹²⁾

3) アメリカにおけるこうした判決の中の代表的なものであり、後のリステイトメントに多大な影響を与えたといわれるのが、Allegheny College v. National Chautauqua Country Bank である。事例は次のようなものである。

Allegheny College v. National Chautauqua Country Bank (1927)

「事実」訴外Aは、X大学の募金運動に応募し、五、〇〇〇ドルの寄付をすると誓約した。この際、considerationを「キリスト教教育に対する」Xの「関心およびその他の人達の寄付の約束」であるとし、誓約書の裏面に

当該「寄付金は、Mary Yates Johnston Memorial Fundと名付けられ、合衆国ないし外国において牧師になるための修習をしている学生の教育のために使用する」という条件を付した。Aは、そのうちの1、〇〇〇ドルを存命中に支払い、X大学は当該資金を学生に対する奨学金用に分別し、保有した。ところが、その後、Aは、この約束を取り消すとX大学に通知した。そこで、X大学は、Aの死亡後に、遺言執行者であるYに対して、残額を請求する旨の訴えを提起した。

【判旨】Cardozo 裁判官は、以下のように判示する。

「……considerationの通常の要件に対する例外は、いわゆる『約束的禁反言』の概念の中に発見される」。例えば「Siegel v. Spear&Co. および De Cicco v. Schweizer は」¹³ こうした例外が、「合衆国において consideration に関する一般法を修正してきた」ことの現われであり、「少なくとも公益の寄付約束に関する限りで、約束的禁反言の法理を consideration と同等のものとして採用したことは明らかである」。

もつとも、本件においては、約束的禁反言が適用されるか否かを検討するまでもない。「記念資金の創設者の名前を永久にとどめるためにX大学が引き受けた義務は、当該寄付約束に対して consideration を構成するとした準法則の範囲内で、寄付の申込に法的な拘束力を付与するに十分である」。「一方に約束があり、これに対して、他方に支払いの条件として要求された義務を表示する約束が存在した。合意は、相互的約束のひとつが『事実上黙示された約束』、換言すれば、言葉からの推定ではなくて行為により推定される約束であっても存在し得る。寄付の申込に対して支払いを受領することから公正に推定され得るのは、大学側による、奨学金を実施するために必要な措置をとる、という約束である」¹³。

本件は、形式的には consideration の法理の枠内で問題を処理しているが、⁽¹⁴⁾傍論的に示されているように、実質的には、約束的禁反言の法理を用いて問題解決を図ったものと見られよう。

4) 既述のような判例の傾向は、Allegheny College v. National Chautauqua Country Bank 判決の五年後、一九三二年に、第一次契約法リステイトメント九〇条に次のように定式化される。

「受約者に明確かつ実質的に特定の性質をもった行為・不作為への勧誘を行った約束者が、合理的に期待すべきであり、実際に、そうした行為・不作為を勧誘した約束は、当該約束に法的な拘束力を付与することによってのみ不正な結果が回避されえる場合には、法的な拘束力をもつ。」

なお、その際に、リステイトメントに付された同条適用・不適用の設例は以下の四つである。

〔R-1-1〕 A は B に対して、一定期間 B の土地に設定した譲渡抵当を行使しないことを約束した。当該約束を信頼した B は、その土地を改良した。このとき A は自らの約束に拘束される。

〔R-1-2〕 A は B に対して、生涯年金を支払うことを約束した。当該約束を信頼した B は、利益を得うる仕事を辞めてしまった。B は数年間 A から年金を受け取ったが、その後、再びよい仕事のチャンスを失った。このとき A は自らの約束に拘束される。

〔R-1-3〕 A は B に対して、仮に B が college に行き、その課程を修了したら、五、〇〇〇ドルを与えると約

束した。その後、AはBに当該約束を無効にする旨通知したが、そのときには、Bはcollegeでのほとんどの課程を修了していた。このときAは自らの約束に拘束される⁽¹⁵⁾。

〔R-1-4〕AはBが土地を購入するための代金を欲していることを知り、Bに五、〇〇〇ドルを与える約束をした。そのため、Bは何の支払もせずに当該土地を購入するためのオプションを確保した。その後、AはBに約束を撤回するとの通知をした。このときAは自らの約束に拘束されない。BはAの約束違反によって何の不利も被っていないからである。

5) その後、一九七九年の第二次契約法リステイメント九〇条一項は、若干の改訂（要件の緩和）を加えて、これを継承する。

「約束者が、受約者あるいは第三者に作為・不作為を誘因することを合理的に期待すべきであり、実際に、そうした作為・不作為を誘発したときには、当該約束に法的な拘束力を付与することによってのみ不正な結果が回避されえる場合には、それは法的な拘束力をもつ。」

なお、その際に、リステイメントに付された同条適用・不適用の設例は以下の一八例である。

〔R-2-1〕AはBに対して、仮にBがcollegeに行き、その課程を修了したら、五、〇〇〇ドルを与えると約

束した。その後、AはBに当該約束を無効にする旨通知したが、そのときには、Bはcollegeでのほとんどの課程を修了していた。このときAは自らの約束に拘束される。

〔R-2-2〕AはBに対して、一定期間Bの土地に設定した譲渡抵当を行使しないことを約束した。当該約束を信頼したBは、その土地を改良した。このときAは自らの約束に拘束される。

〔R-2-3〕AはBの過失によって被った人的な侵害に対する損害賠償の訴を提起した。一年後、出訴期間が満了した後で、当該訴訟が同様の事実から生じたBに対する他の訴訟と統合できる場合には、BはAに、当該訴訟を取り下げ、上級裁判所において再度新たな裁判を始めることを求めた。AはBの求めに応じた。この際、Bは、Aが訴訟を取り下げること、Aに対して何の不利益も与えないという黙示の約束をしており、Bが出訴期限を防御手段として主張することを防ぐ⁽¹⁶⁾。

〔R-2-4〕AはBのもとに一〇年間雇用されていた。BはAが退社するときには月二〇〇ドルの年金をAに支払うことを約束した。その後、Aは会社を辞め、Bが年金を支払う数年の間、働かなかった。Bは約束に拘束される⁽¹⁷⁾。

〔R-2-5〕AはBの土地に譲渡抵当を設定していたが、Bから一定の支払を受けることで、当該土地の一部を譲渡抵当から外すことを書面にてBに約束した。Cは、このAのBに対する約束を信頼して、当該土地に第二の譲渡抵当を設定し、Bに金銭を貸与した。Cに対してAの約束は拘束力を生じる⁽¹⁸⁾。

〔R-2-6〕Aは、銀行であるBが虚偽の資産状態を仮装することに加担し、Bに約束手形を作らせ、交付した。これによって、銀行を監督する官庁を偽り、Bは経営を維持することができた。その後、Bは破産し、債権者

の代表であるCによってBは乗っ取られた。Aの手形はCによって支払を強制される⁽¹⁹⁾。

〔R-2-7〕AとBは夫婦で土地を全部保有 (entirety) している。

彼らはBの姪であるCに当該土地を譲渡するとの口約束をした。BとC、およびCの夫は当該土地に家を建てたために金銭を費やし、C夫婦は当該土地の占有を続け、Bが死亡するまでの数年間をそこで暮らした。Cに対する約束が強制されることが正義であるか否かを判断するに際して、BとCの夫のなした当該土地の開発は、C自身が行ったことのように扱われる⁽²⁰⁾。

〔R-2-8〕Aは、ラジオの卸売業者であるBに、Cが製造したラジオを売るためのディーラーフランチャイズ (dealer franchise) を申し込んだ。そうしたフランチャイズは自由に撤回できるものである。Bは、誤って、Aに対して、「Cがその申込を受諾し直ちにフランチャイズを与えるであろう、そうして、Aは、販売員を雇用し、ラジオの注文をとることができ、少なくとも最初に三〇台のラジオの配達を受けることができるだろう」との説明をした。Aはこのビジネスの準備に一、一五〇ドルを費やしたが、フランチャイズを得ることはできず、まったくラジオを受け取ることができなかった。BはAが費やした一、一五〇ドルについては責任を負うが、三〇個のラジオに対する得べかりし利益については責任を負わない⁽²¹⁾。

〔R-2-9〕以下に述べる外の事実は〔R-2-8〕に既述のとおりである。(そうした状況下で) Bは、Aに対して、故意に、またCと共謀して、誤った情報を提供し、すでに死亡しているディーラーの財産を購入し、そしてCの寡婦に対する「道徳的な債務 (moral obligation)」を弁済するように要求した。

BはAが費やした一、一五〇ドルについてのみならず、三〇個のラジオに対する得べかりし利益についても責任

を負う。⁽²²⁾

〔R-2-10〕パン店を経営していたAは、そのビジネス範囲を拡張しようとし、スーパーマーケットを多数経営しているBのマネージャーであるCに、Bのフランチャイズが得られるか否かを相談したところ、Cは、Aが一八、〇〇〇ドル支出することが可能であるならばフランチャイズが得られると約束した。また、Cは、Aに、現在経営しているパン店を売却し別の場所に新店舗を購入し、ビジネス拡張のための経験を積むように助言した。そこで、Aは、当時のパン店を売却し、他の町に新たな店舗を購入し、約三ヶ月間営業した結果一定の利益を得るに至った。

その後、Aは、これもCの助言によって、新店舗を売却し、Bのスーパーマーケットの新店舗が設置される予定の土地を購入する契約を締結し、一、〇〇〇ドルを支払った。なお、Aは、パン店を売却した際および新店舗を売却した際に、相当の不利益を破っていた。

ところが、その後、Aは、Bから、フランチャイズを得るためには一八、〇〇〇ドルでは不足であり、三四、〇〇〇ドルを要するとの通知を受け、交渉は打ち切られた。

Bは、Aがパン店を売却したことによって生じた損失、使用する予定のない土地を購入したための出費、移転のための費用などについて責任を負う（後掲〔P-A-3〕に同じ）。

〔R-2-11〕Aは丘陵地帯に住宅を購入しようとしている。購入以前に、隣接する土地を所有しているBから、BはAの住宅からの景観を妨害するような建築物をBの所有地内に建てないという約束を得ていた。Aはこの約束を信頼して当該住宅を購入した。Bはこの約束に拘束される。ただし、この拘束はAおよびAの承継人が景観の

「使用」を続ける限りにおいてのみなされる。⁽²³⁾

〔R-2-12〕 AはBとその義理の息子に土地を譲渡する約束をした。Bは当該土地に一七年にもわたって住み続け（占有し続け）、価値のある改良を行った。ところが、その後、AはBから当該土地を取り上げた。この際は、約束の条項の証明が十分に明確ではないため特定履行は否定される。Bは改良の対価に対する土地の担保権を有するが、その費用を超える請求はできない。⁽²⁴⁾

〔R-2-13〕 A銀行はBの新しい家屋を譲渡抵当にしてBに融資した。譲渡抵当はBの財産に保険を付することを要求していた。AはBに要求された保険を付することを約束し、当該取引は終了した。それゆえBはAの約束を信頼して保険を付さなかった。ところが、Aは付保を怠り、半年後、保険を付していないBの財産が火事により焼失した。約束は拘束される。⁽²⁵⁾

〔R-2-14〕 AはBに飛行機を売ったが、支払を担保するために、所有権は留保されていた。契約調印の後で、Aは、Bが保険を得ることができるときまで、それを保険によってカバーし続けることを約束した。Bは三日間で保険を得ることができたであろうに、それを懈怠した。六日後、当該飛行機は墜落した。Aは約束による責任を有しない。⁽²⁶⁾

〔R-2-15〕 AはBが土地の購入を目論んで購入費用を必要としていることを知り、Bに五、〇〇〇ドルを与える約束をした。それによって、Bは土地の一部を購入するためのオプションを支払うことなしに確保した。Aは当該約束を撤回することができる（Aの約束は拘束を受けない）。

〔R-2-16〕 Aは、息子Bに生活のための土地を与えることを口頭で約束した。Bは別の場所にある家屋敷・農

場 (homestead) をあきらめ、何年間かを当該土地で暮らし、改良を行った。Aの約束は拘束される。⁽²⁷⁾

〔R-2-17〕 Aは、ある基金の設立のためのキャンペーンを進めるために、五年間の年賦払いで一〇〇、〇〇〇ドルを大学に支払うことを口頭で約束した。当該約束はAの代理人によって書面で確認され、Aが死亡するまでに二年間の年賦は支払われた。当該キャンペーンの継続は、Aの財産を右の約束に拘束するための十分な信頼である。⁽²⁸⁾

〔R-2-18〕 AとBは婚姻の約束をし、そのことを信頼して、Aの父親Cは、Aに一定の財産を与えることを約束し、形式的な書式による合意を結んだ。Bとの婚姻を継続することは、AとCとの約束に拘束力を与えるに十分な信頼である。⁽²⁹⁾

6) その発祥の地であるイギリスにおいては、禁反言の法理は、そもそも訴訟の原因 (cause of action) を生じさせるものではなく、抗弁事由 (defence) を発生させるにすぎなかったとされる。⁽³⁰⁾

しかしながら、上記のように、アメリカにおける約束的禁反言の法理は、一般に consideration の替りになること (あるいは、それを補充すること) を承認され、約束者の既存の権利行使の阻止に止まらず、受約者の権利を生じさせる効果をもつに至っている。第二次契約法リステイメント九〇条は、こうした禁反言の法理の拡張を意味する。

7) 第二次契約法リステイメント九〇条のコメントにあるように、禁反言は、受け手が表意者の表示を「信頼」した場合に、表意者自身のなした事実に関する表示に反する真実の主張・立証を妨げるという効果を持つ。そうして、「信頼」は、過失、詐欺および原状回復その他についての多数の法準則の根拠としての地位を占め、ひい⁽³¹⁾

ては、英米における民事責任の基礎づけのひとつとして重要な地位を占めるに至っている。

第三 約束的禁反言の効果

一 序説

一方当事者の約束的禁反言が認められた場合、どのような法的効果が認められるのかについては、第一次および第二次リステイトメント九〇条の解釈をめぐって二つの見地の対立がある。

ひとつは、約束的禁反言を行った者の責任を契約的なものと把握し、約束の強制がその第一義的な目的であると解し、損害賠償の対象としては期待利益を認める「約束説」(promise-based theory)である。⁽³²⁾

もうひとつは、信頼利益の賠償を、その主たる効果と考える「信頼説」(reliance-based theory)と呼称される見地である。⁽³³⁾

以下、各々の立場にある代表的な学説を概観する。

二 約束説

1) 第一次契約法リステイトメントのリステイターのひとりである Williston は、約束的禁反言を *consideration* の代替物であると把握し、受約者は完全に約束が履行されたときと同じ状況におかれるべきであると解する。すなわち、禁反言を行った者は、その条項に従って約束を強制されるか、受約者に対して完全な契約的損害賠償で

ある期待利益の賠償責任を負うべきであるとする。

Willistonによれば、considerationのない単純契約 (simple contract) の基礎的な根拠は、約束に対する正当な信頼であり、これは対価を払って約束を「買う」という現代的な取引理論よりも、契約の根拠となるに相応しい。⁽³⁴⁾

2) Friedは、「約束の原理」 (promise principle) とは、相互に無関係な人々が約束をとおして債権債務関係を自らに課すことを可能にするものであると解し、契約における意思理論の重要性を唱えつつも、意思の絶対性を主張する一九世紀の古典的意思理論を排し、次のように主張する。

すなわち、契約の拘束力の根拠は意思のみではなく、「利益」、「信頼」および「分配」 (sharing) といった約束的ではない要素も、一定の範囲で契約の領域において重要な機能を有するとする。⁽³⁵⁾

3) Yorioも、基本的な約束的禁反言の効果は、Willistonが説くように違反者に特定履行を課することおよび期待利益の賠償責任を課することにあるとし、契約法リステイメント第九〇条についてのコメントで、次のような見解を述べる。

第二次契約法リステイメント第九〇条は信頼の保護を目的としたものと一般に解されているが、実際には同条の事例において、裁判所は信頼を保護するというよりも約束を強制している。第二次契約法リステイメントの報告書に付された二九件の判例のうち、二四件は特定履行あるいは期待利益の賠償を認めたものであり、信頼利益の賠償または原状回復を認めたものは五件のみである。しかも、その五件も、約束が存在しない例、約束違反とは異なる原理で判断されたもの、期待利益の存在が立証困難であったがために期待利益賠償が適当ではないとされた

事例である⁽³⁶⁾。

4) また、Beckerも、約束的禁反言の効果は、基本的には、Willistonが説くような期待利益の救済にあり、そのことは商事取引において認められているとする⁽³⁷⁾。

Fridmanも、現在の約束的禁反言の起源が衡平法上の equitable estoppel の発展したものであるという理由から、約束的禁反言が契約法的な性格を有しているとする⁽³⁸⁾。

三 信賴説

1) 第一次契約法リステイメント第九〇条の適用に際して、判例が信賴利益賠償を現実に認めていることに着目し、これを、伝統的な契約法理論の期待利益の賠償か責任の否定という二者択一しか承認しない姿勢に比して、中間的な救済の道を開くものであると指摘したのが Fuller である⁽³⁹⁾。

Calamari と Perillo は、第二次契約法リステイメント第九〇条による救済が、期待利益であるとも信賴利益であるとも決定されたものではなく、約束的禁反言が問題となっている状況によって、ある場合には期待利益の賠償が認められるべきであり、ある場合には信賴利益の賠償が認められるべきであるとする⁽⁴⁰⁾。

2) Fuller の影響下に、Shattuck は、同九〇条が適用される状況においては、損害賠償の範囲は、受約者が約束を信賴することによって費やされる時間および費用の補償に限定されるべきであり、特定履行は他に補償手段がない場合にのみ許される例外的な救済手段であるとする⁽⁴¹⁾。

3) Seavey は、禁反言による責任は原則的には不法行為責任であるとして、次のように主張する。

表示された事実とおりの履行を表示者がなさない場合には、表示された事実を信頼して行為したために受約者が被った不利益は明白に損害として認められる。

契約法リステイトメント第九〇条の理論的な根拠は、被告の約束の履行を原告（＝受約者）が信頼することを被告が予見し、当該信頼によって惹起された損害の賠償がなされることを正義が被告に要求し得ることにある。⁽⁴²⁾

第四 判決における約束手的禁反言の法理の展開

1) 英米法が、約束手的禁反言の法理を用いて、契約の拘束力の有無をめぐる問題の解決を図った代表的な事例として、以下のようなアメリカの裁判例を挙げることができよう。

2) [P—A—1] *Fried v. Fischer* (1938)⁽⁴³⁾

〔事実〕 YはAと共同で生花店を経営していたが、店舗はXから賃借していた。その後Yは、独立してレストランを経営したいと考え、Xに、Aとの協力関係を解消した場合には賃借料が免除されるか否かを問うたところ、問題はないとの回答を得、それを信頼して協力関係を解消したところ、Xから解消後の賃借料を請求された。

〔判旨〕 Yに対し債務を免除するというXの約束は、*consideration*がない限り法的な拘束力をもたないというのがコモン・ローの原則であるが、「YはXの約束を信頼して転職をすることによって、その立場を実質的に変更した」のであるから、リステイトメント九〇条によれば、Xの約束には拘束力が認められるとしてXの請求を棄却した。

〔短評〕 現存事実の表示ではなくて、considerationを伴わない将来の約束に対して禁反言を認めた判決である。「賃借料の請求を受けないこと」という、Aとの協力関係の解消におけるYの動機のひとつが保護されたものである。

〔P-A-2〕 Goodman v. Dicker (1948)⁽⁴⁴⁾

〔事実〕 Xは、Yによる表示、行為による勧誘によって、フランチャイズのもとで事業を行うための準備をし、従業員の雇用、商品の注文の勧誘などのために費用を支出した。ところが、結果として、YはXにフランチャイズを与えることを拒否したために、Xは契約違反を理由として訴訟を提起した。

〔判旨〕 正義と公正に基づく取引においては、交渉相手の表示または行為を信頼して、自己の不利益に行動したものは、こうした状況を起因した相手に、当該表示または行為を信頼すれば当然生ずべき結果に反する主張を禁反言することによって保護されるべきである。したがって、Yには、Xが約束されたフランチャイズの下での営業の準備のために要した費用を補償する責任がある。

〔短評〕 フランチャイズの獲得というXの契約期待が保護された判決である。Yの禁反言の責任として、信頼利益の賠償が認められている。

〔P-A-3〕 Hoffman v. Red Owl Stores, Inc. (1965)⁽⁴⁵⁾

〔事実〕 パン店を経営していたXは、そのビジネス範囲を拡張しようとし、スーパーマーケットを多数経営しているYのマネージャーであるAに、Yのフランチャイズが得られるか否かを相談したところ、Aは、Xが一八、〇〇〇ドル支出することが可能であるならばフランチャイズが得られると約束した。また、Aは、Xに、現在経営して

いるパン店を売却し別の場所に新店舗を購入し、ビジネス拡張のための経験を積むように助言した。そこで、Xは、当時のパン店を売却し、他の町に新たな店舗を購入し、約三ヶ月間営業した結果一定の利益を得るに至った。その後、Xは、これもAの助言によって、新店舗を売却し、Yのスーパーマーケットの新店舗が設置される予定の土地を購入する契約を締結し、一、〇〇〇ドルを支払った。なお、Xは、パン店を売却した際および新店舗を売却した際に、相当の不利益を破っていた。

ところが、その後、Xは、Yから、フランチャイズを得るためには一八、〇〇〇ドルでは不足であり、三四、〇〇〇ドルを要するとの通知を受け、交渉は打ち切られた。

そこで、Xは、Yを信頼したために破った損害の賠償を請求した。

〔判旨〕

裁判所は、約束手的禁反言の法理を援用してYの責任を認め、Xは、パン店を売却したことによって生じた損失、使用する予定のない土地を購入したための出費、移転のための費用などを信頼利益として請求しうるとした。

〔短評〕 フランチャイズ契約において約束手的禁反言が問題になった代表的な事案であり、また、典型的な事例でもある。Yの禁反言によるXの契約における目的（Yの説明への信頼）の保護が認められている。〔P—A—2〕と同様、Yの信頼利益の賠償責任が承認されている。

〔P—A—4〕 Debron Co. v. National Homes Construction Co. (8th Cir. 1974)⁽⁴⁶⁾

〔事実〕 鉄骨の架設工事の入札に際して、元請負人であるXは、下請けであるYから入札を受け、それが低額であったため、当該価格で落札し（元請契約を締結し）、Yに工事を下請けさせようとした。ところが、その後、Yか

ら当該工事を行わないとの通知があった。

「判旨」 Yによってなされた入札は、特定の建物の建築に対するものであり、提示された価格はそれに必要な鉄鋼を基礎にして算出されたものである。また、約束の中には、YがXの設計明細書を精査し、これをXの従業員と検討したことをXが知っていることが暗示される。こうした事実、Yの履行約束を十分に示すものである。Yの入札は、それがXの信頼行為を誘発するという予想をもちつつ提出されたものであり、入札時には、YはXがそれを（元請契約締結の前提としての）入札に用いることを知っていた。また、Xは、Yに彼が唯一の入札者であること、Yの提示した価格で落札したことをも通知し、その後も連絡をとっていた。このような事実を鑑みれば、当該契約が履行されないことは正義に反する。

「短評」 入札という事実、YのXに対する信頼の惹起が認められ、これに対するYの不履行が禁反言と評価されたものである。禁反言に対して、特定履行あるいは期待利益の賠償が認められている。

[P- A- 5] Janke Const. Co. v. Vulcan Materials Co. (W. D. Wis. 1974)⁽⁴⁷⁾

「事実」 建築資材の製造を業としているYは、A大学の冷房装置のシステムの設定についての入札募集において、元請負人であるXに、パイプと付属品の供給入札を行った。Yは、当該計画に合致する製品の供給を約束し、それに基づいてXは入札し、落札した。ところが、YがXに通知した製品の価格は別の製品を対象にして算出したものであった。このため、最終的に、Yの製品の使用は当該計画の技術担当者に拒否された。その後、Xは別の業者から、高価な製品を入手して納入することを余儀なくされた。そこで、XはYに損害賠償を請求した。

「判旨」 判決は、Yの契約責任を否定したが、リステイトメント九〇条にいう約束は承諾によって契約となる通常

の申込の要件をすべて充足しているにはおよばない、として約束的禁反言の適用を肯定し、Yの損害賠償責任を認めめた。

〔短評〕約束的禁反言によるYの責任を、契約責任ではない損害賠償責任と位置づけた判決である。約束的禁反言の法理の法的性質について、法実務がいかなる判断を下しているのかが垣間見える事例である。

〔P—A—6〕*Oates v. Teamsters Affiliates Pension* (D. C. 1979)⁽⁴⁸⁾

〔事実〕Xは、雇用時に、使用者Yから、それまでの勤務先での長年にわたる労務期間についても年金の決定時に算入することを約束された。当時の年金の計画は、最低二〇年以上の常勤の勤務が要求されるが、当該計画の発行時（一九六二年一月一日）以前の勤務期間も算入されることが規定されていた。ところが、当該計画は一九七五年に修正され、年金給付に必要な勤務期間は一五年に短縮されたものの、一九六二年以前の勤務期間を算入する旨の規定が削除されたため、一九七五年一月一日以降、Xは年金の給付を受けられなくなった。そこで、Xは、約束通りの年金の給付を請求した。

〔判旨〕

裁判所は、Yに約束権限があるとした上で、約束的禁反言の要件が満たされているとしてXの請求を認めた。

〔短評〕本件も、約束的禁反言の適用事例として、比較的数多くみられるタイプの事案である。Considerationを伴わない将来の年金給付の約束に対して禁反言を認めた判決である。

〔P—A—7〕*Vastoler v. American Can Co.* (3d Cir. 1983)⁽⁴⁹⁾

〔事実〕Xは、一九三七年以来、Y社で勤務していたが、一九六三年四月に担当業務の変更（時給制の専門職から

salariated supervisor への昇格)を申し込まれた。Xは、年金の決定に過去の労務の全信用を評価することなどを条件に、不本意ながらこれを承諾した。ところが、年金計画には、一九五八年以前の労務は考慮されないとする規定があり、Xが退職した際(一九七八年)に、YはXの勤務期間の全てを基礎とした年金を給付することを拒否した。原審は、Xの担当業務の変更が、同時に昇進であり、Xがそれによって何の不利益を破ることはないという理由で、約束手続の適用を否定した。Xは、これを不服として控訴した。

〔判旨〕控訴審は、次のような理由によって、原審判決を破棄差し戻した。すなわち、原審は、salariated supervisorとしてのXのストレスおよび不安を考慮していないが、こうした要素は信頼損害を構成する要素のひとつであり、また、Xは、salariated supervisorに就任することによって、財産的に豊かになるわけでもなく、むしろ、それによってXの財産状態は悪化する。それゆえ、Xは昇任を躊躇したのである。Xは、退職後の年金利益を最大にする代わりに当該配置転換を承諾したのであり、配置転換後の一五年間で受けた補償が、Xの破った侵害を除去するに充分なものであるか否かを事実審は判断しなければならない。

〔短評〕本件も年金給付の約束に対する禁反言が問題となった判決である。前掲〔P-A-6〕と同様の論理をもって、Yの約束手続の禁反言が認められている。原審では、Xの不利益が存在しないことを理由に約束手続の適用が否定されているが、本判決においては、Xの「Xのストレスおよび不安」を信頼損害(=Xの不利益)と認める。

〔P-A-8〕Grouse v. Group Health Plan (Minn. 1981)⁽⁸⁾

〔事実〕Xは、薬剤師として就職するためにYに雇用申込の願書を提出した。これに対して、Yの薬剤師長である

Aが、XにB病院の薬剤師の地位を申し出、Xは、これを承諾した。Xに対しては、同日C病院からも採用の申込があったが、Xはそれを断っている。Xは、当時の勤務先を辞職するために二週間前に告知する必要がある、その後AはXが辞職したことを確認している。ところが、Yの総支配人であるDが、Xの就職のためには推薦状などいくつかの手続きが必要である旨をAに告げ、Aはこのための努力をしたものの、果たせず、結局他の志望者が採用され、Xは不採用となった。そこで、XはYに対して損害賠償を請求した。これに対して、Yは、Xの主張によれば就職予定の前日に不採用を告げられた者は救済を受けられるが、雇用開始後に解雇された者は救済を受けられないというおかしな結果になるなどと抗弁した。

〔判旨〕 Yは、Xが当時の勤務先を辞職することは知っており、また、現実に辞職したことも知っていたのであるから、Yが約束を守らないことは不当である。Xは、Yの承諾を信頼して、当時の就職先を辞したのである。

また、Yの抗弁に対しては「リステイトメント第九〇条は雇用開始後も適用されるが、雇用期間が随意である被用者の解雇の際に常時雇用者が責任を負うことを意味するわけではない。しかし、本件の場合には、その事実関係に照らして、Xには、就職した場合には、Yが満足するようにXの義務を履行するための機会が与えられるのは当然のことと考える権利がある。ただし、将来の雇用はいつ終了してもかまわなかったのであるから、損害賠償の範囲はYから得られたであろう利益ではなく、当時の職場を辞したために生じた損害と、C病院から雇用の申出を断わったために破った損害である」と判示する。

〔短評〕 本件事案も、英米において約束手的禁反言が問題となることが多いタイプのものである。雇用契約における採用の言明が、相手方への信頼の付与と解され、当該信頼の法的保護の合理性が承認された上で、信頼利益の賠償

責任が認められている。

[P-A-9] D'Ulisse-Cupo v. Board of Directors of Notre Dame High Sch. (Conn. 1987)⁽⁵¹⁾

〔事実〕 Xは、Yが校長をつとめる高校の教師であったが終身在職権を有していなかった。同校において、スペイン語とイタリア語を教える終身在職権をもたない教師の再雇用が問題になったとき、Yは、翌年Xが再雇用されることには問題がないと発言し、あるいは、掲示板に全ての専任教員が翌年の契約を申し込まれるという掲示がなされた。ところが、結局Xは再雇用されなかった。

〔判旨〕 原審は、約束の存在を認め、これを約束的禁反言理論の要件のひとつと判断した。州最高裁判所は、Yによる表示は十分に約束的ではなく、また、不明確なものであるとして約束的禁反言の適用を否定したが、表示が虚偽の情報を含んでいる可能性があり、Xの主張を過失不実表示についてさらに審理する必要があるとして、事実審に差し戻した。

〔短評〕 Yの発言が約束として十分なものであるか否かが問題とされた事案である。また、約束的禁反言と過失不実表示が類似する法理論であることを暗示する判決でもある。

[P-A-10] Cohen v. Cowles Media Co. (Minn. 1992)⁽⁵²⁾

〔事実〕 Minneapolis Star and Tribune と St. Paul Pioneer Press は、ミネソタ州知事選挙に関する報道の中で、副知事候補が違法な集会に参加したことで起訴されており、また万引きで有罪判決を受けていたという事実を告げた。ところが、情報の提供者であるXを秘匿するという記者との約束の下に情報提供がなされたにもかかわらず、両新聞ともに編集者がこれを無視し、ニュースソースがXであることを明らかにした。その際、Star Tribuneが、

Xは Independent-Republican の知事候補の支持者であるとしてXの勤務先である広告会社を名指しし、Xは同社を解雇された。

「判旨」本件においては明確な約束がなされており、その約束が信頼を惹起し、そのために受約者に損失が生じたことは認定されている。匿名にするという約束を信頼して原告は情報の提供を行い、その約束が破棄されたときに職を失うことになった。従来、報道の世界においては、匿名にするという内容の約束は尊重されており、それを破棄する特別な必要性の存在も証明されていない。また、原告に生じた損害に鑑みると、正義に反することを回避するため救済が必要である。

これらの諸事情を考慮すれば、本件には契約理論のひとつの類型である約束的禁反言の適用が肯定される。

「短評」情報提供の前提である「提供者名を秘匿する」との約束に反した新聞社の責任が認められたものである。約束的禁反言が認められた事例としては珍しいタイプのものであるが、それだけに、同法理が、一般性を有し、英米社会に広く浸透している状況が窺がえる。

3) 約束的禁反言の法理は、従来 *consideration* のない無償約束（贈与的な約束）がなされた事例について広範に適用されていたが、上記のように、今日では、フランチャイズの付与の約束、入札の約束、年金給付の約束、雇用約束といった類型の商取引（対価的取引）の分野に拡張されて問題となることが多い。⁵³⁾

また、約束違反に対しては、特定履行・期待利益あるいは信頼利益賠償が承認されるのが常である。

なお、契約の準備交渉段階における義務論の観点においては、約束的禁反言の法理が援用される多くは、給付義務、誠実交渉義務ないし契約の締結に向けて努力する義務が問題になる「契約交渉の中途拒絶の事件」であり、説

明義務が問題になる、いわゆる「契約が有効に成立した事例」は少数であると言えよう。

第五 約束的禁反言の法理の意義

1) 約束的禁反言の法理は、合意および契約の根拠として、またメルクマークとして機能する *consideration* と並んで、今日では、英米法において契約の拘束力を基礎づける。

Slade's Case を契機にして引受訴権 (*action of assumpsit*) が無方式の約束を一般に保護する手段として発展していた一七世紀のイギリスにおいて、法の客観性を担保すべく重視されたのが *consideration* の法理である。そうして、アメリカにおける *consideration* 概念の厳格化に対する反動として、判例・学説によって、約束の拘束力の根拠としての人間の主観的側面が再確認され、このことが「信賴」概念によって基礎づけられる約束的禁反言の法理へと展開されていったものと考えられる。

2) もつとも、大陸法的な意思教説が約束の拘束力の基礎を直裁に約束者の側の主体性に置くのに対して、約束的禁反言の法理は、これを「受け手の側が表意者の言葉に与えた信賴」に置く点で相違し、また、かかる点で特色を持つ。

また、学説および判例・裁判例の多数によれば、禁反言を犯した場合には、約束者は自身の約束に拘束され、損害賠償責任を負うと解され、賠償さるべき損害の範囲は、前述の *Grouse v. Group Health Plan* 判決にもみられるように、「信賴利益」(契約が締結されなかったならば保持し得たであろう地位に被約束者を置くこと)によって算定

される逸失利益、契約を信頼することによって生じた損害）に限られることになる⁽⁵⁴⁾とされる。

3) 従来、英米の契約法においては、considerationの法理の影響の下に、裁判所は、伝統的に、契約の準備段階での交渉について責任を負うという危険を当事者に課することなく、その自由を広く認めてきた。例えば、単に気が変わったとか、事情の変化、他に有利な取引が成立したという理由で、さらには、明確な理由が何ら存在しない場合でさえも、責任を問われることなく契約交渉を打ち切ることが可能であり、そうして、それによって負うべき唯一の負担は、彼自身がそれに投資した時間、労力および費用であると解されていたのである⁽⁵⁵⁾。

それゆえ、約束的禁反言の法理は、契約の準備交渉段階に対するかかる認識の見直しを迫るものとしても大きな意味を持つと考えられる。

4) 既述のように、約束的禁反言の法理は、多くの場合受約者の「締約に対する『信頼』」を保護すべく、契約の拘束力を基礎づけるものとして論じられる。また、義務論の観点においては、契約そのものは有効に成立した際の契約の準備交渉段階における説明義務の問題としてではなく、契約交渉の中途破棄がなされた事例について、契約内容の実現そのものに関する給付義務の問題ないし契約の締結に向けて努力する義務の問題として論じられる際に引用されることが多い。

しかしながら、一方、契約責任の基礎づけのひとつとして「言葉によって相手方の『信頼』を引き起こさせた者はその言葉に忠実でなければならぬ」という原理を付加した同法理は、契約における動機の保護法理として次のような意義を有すると考えられる。

すなわち、約束的禁反言の法理は、契約自体は有効に成立した事案において、従来反対給付と対価的な相互関係

をもたないと解され、契約内容と評価され得なかつた目的物の性状・効用・締約の条件（前提）といった契約の動機が、契約の準備段階における相手方の表示ないし言明によって惹起されたと認められる際には、「信賴」思想をもつて、これを契約規範によつて保障することを理論的に基礎づける法理論としても評価されうると考えられる。⁽⁵⁶⁾

さらに、約束的禁反言を *consideration* の代替と解し、契約的な責任を追及可能とする *Williston*、*Fried*、*Yorio*らの諸学説や、〔P-A-6〕〔P-A-7〕〔R-2-11〕〔R-2-18〕などに鑑みれば、その法的効果として、一定の要件のもとに、期待利益の賠償を求め得、さらに約束の実現（＝特定履行）を求め得る。

このことは、ドイツにおける *o.g.* 法理・フランスの協力義務の法理・英米における不実表示の法理が、不実な言明によつて惹起された契約の動機の保護のために、損害賠償・契約の解消といった効果を付与するに止まるの⁽⁵⁷⁾に比して、新たな意義を有するのではないかと考えられる。

また、わが国において、契約の準備交渉段階でなされた広告・宣伝・セールストークと契約責任との相互連関性を考察するに際してひとつの基点を提供するものであると考えられる。

そうして、約束的禁反言の法理が右のごとき機能を付与されていることは、従来わが国においても、契約における動機が、意思表示法・法律行為法の観点から、無効・取消といった契約＝法律行為の効力の否定的側面において顧慮されながら、その肯定的側面においては顧みられることが多くはなかつたことに対して再検討の余地があることを示唆しているのではないかと考える。

- (1) 山梨学院大学法学論集第四九号Ⅱ中川良延先生・神田修先生退職記念号五一―一四二頁(第一編第二章第二節第三款まで)二〇〇三年三月、同第五〇号三七―一二六頁(第二編第一章第二節第二款まで)二〇〇三年九月、同第五一号Ⅱ江川孝雄先生退職記念号三四三―四三二頁(第二編第三章第一節まで)二〇〇四年二月
- (2) 商品経済が発展するに伴い、取引の簡便と迅速を図るために、一五世紀に至って、コモン・ロー裁判所は、捺印証書 (deed) によらなければ約束に法的保護を与えないとした伝統的な姿勢を改め、action on the case を利用して、捺印証書のない simple contract に対しても法的な保護を与えることになる。しかしながら、Slade's Case よりも前には、単に約束があっただけでは action on the case の提起を認めず、原告に、特定の責任を「引き受けたこと」の主張・立証責任を課した。また、捺印証書によらない口頭の合意である不要式契約 (informal contract) の保護は金銭債務訴訟 (debt) に限定されて認められてはいたものの、免責宣誓 (wage of law) が承認されており、また、原則的に相手方の給付を請求するためには先履行の必要があったため、適切な対応が図れない場合があった (cf. Holmes, THE COMMON LAW, 1963, pp. 208-213)。一六世紀の中頃になると、債務者が金銭債務を負担した後に「明示に」その支払を約束した場合(債権者がそれを主張・立証した場合)には、免責宣誓 (wage of law) をなしうる debt の代わりに assumpsit が認められるようになる。こうした法状況を背景に、「明示の約束」という要件を満たさない「黙示」の約束の法的保護をも認めたのが Slade's Case である。なお、Slade's Case については、『ジュリスト別冊・英米判例百貨』(三版)二〇〇頁以下に詳細な紹介がなされている。併せて参照されたい。
- (3) この時点では、捺印証書 (deed) を欠く契約の「不履行」は trespass (不法行為) として action on the case の対象となっていたにすぎない。つまり、当時のイギリス法においては、不法行為法と契約法(債務不履行法・損害賠償法)は明確に分離していなかったことになる。なお、引受訴権は、当初履行方法が違法である (misfeasance) 場合にのみ承認され、その後、引き受けた約束を履行しない (nonfeasance) の場合にも認められるようになる。この引受訴訟の訴えの提起には consideration が要件とされた。
- (4) A. Simpson, A history of the common law of contract, pp. 137-298, 1975.
- (5) 4 Coke Rep. 92b, 76 Eng. Rep. 1074 (1602)
- (6) Atiyah, THE RISE AND FALL OF FREEDOM OF CONTRACT, 1979, pp. 139-140, pp. 184-189.
- (7) Holmes, The Common Law, 1967, p. 230.

- (8) Gilmore, THE DEATH OF CONTRACT, 1995, p. 20.
- (9) Pollock, Principles of Contract: The General Principles concerning The Validity of Agreements in the Law of England, 1875, pp. 176-180.
- (10) e. g., Seavey v. Drake, 62N. H. 393 (1882)
- (11) e. g., Ricketts v. Scothorn, 57 Neb. 51, 77 N. W. 365 (1898)
- (12) Atiyah, supra note 6, pp. 184-190.; 野田寛「英米単純契約法の拘束力とその根拠」法學論叢六〇巻二号三五頁以下。なお、この判決のうち有名なものとして Siegel v. Spear & Co., 234N. Y. 479, 138N. E. 414. (無償の寄託に付随する約束に関するもの) Seavey v. Drake, 62N. H. 393. (土地を譲渡するに際し無償の約束に関するもの) Ricketts v. Scothorn, 57Neb. 51, 77N. W. 365. (親族同士の約束に関するもの)などを挙げることができよう。また、曾野和明「契約の不成立と約束的禁反言」『シヨリスト別冊・英米判例百選II私法』〔旧版〕五九頁も、同法理がもとめと厳格な約因理論の一つのエスケープ・バルブとして発達したものであることを指摘する。
- (13) Allegheny College v. National Chautauqua County Bank, 246N. Y. 369, 159N. E. 173. なお、『シヨリスト別冊英米判例百選II私法』〔旧版〕一六二頁、七三事件を参照。
- (14) このように、considerationの「解釈」(既存のリステイメント七五条の運用)という形で問題の解決が図られるのではなく、新たに約束的禁反言の法理の導入(リステイメント九〇条の定立)という形で処理が図られた背景と経緯については、木村義和「英米における信頼に基づく契約責任と約束的禁反言(二・完)」法と政治四九巻四号・一〇一頁以下を参照。
- (15) 本設例は Devecmon v. Shaw, 69Md. 199, 14A. 464 (1888); Hamer v. Sidway, 124N. Y. 538, 27N. E. 256 (1891) を基に作成されたものである。
- (16) 本設例は McLearn v. Hill, 276Mass. 519, 177N. E. 617 (1931) を引用したものである。
- (17) 本設例は Feinberg v. Pfeiffer Co., 322S. W. 2d 163 (Mo. Ct. App. 1959); Ricketts v. Scothorn, 57Neb. 51, 77N. W. 365 (1898) を基に作成されたものである。
- (18) 本設例は Burgess v. California Mut. Bldg. & Loan Ass'n, 210Cal. 180, 290P. 1029 (1930) を基に作成されたものである。
- (19) 本設例は D'Oench, Duhme & Co. v. FDIC, 315U. S. 447 (1942) を基に作成されたものである。

- (20) 本設例は、Roberts-Horsfield v. Gedicks, 94N. J. Eq. 82, 118A. 275 (1922) を基に作成されたものである。
- (21) 本設例は、Goodman v. Dicker, 169v. F. 2d684 (D. C. Cir. 1948) を基に作成されたものである。
- (22) 本設例は、Chrysler Corp. v. Quimby, 51Del. 254, 144A. 2d123, 855 (1958) を基に作成されたものである。
- (23) 本設例は、Miller v. Lawlor, 245Iowa1144, 66N. W. 2d267 (1954) を基に作成されたものである。
- (24) 本設例は、Kaufman v. Miller, 214I11. App. 213 (1919) を基に作成されたものである。
- (25) 本設例は、Graddon v. Knight, 138Cal. App. 2d577, 292P. 2d632 (1956) を基に作成されたものである。
- (26) 本設例は、Northern Commercial Co. v. United Airmotive, 101F. Supp. 169 (D. Alaska1951) を基に作成されたものである。
- (27) 本設例は、Greiner v. Greiner, 131Kan. 760, 293P. 759 (1930) を基に作成されたものである。
- (28) 本設例は、Inre Field's Estate, 11Misc. 2d427, 172N. Y. S. 2d740 (1958) を基に作成されたものである。
- (29) 本設例は、Phalen v. United States Thrusst Co., 186N. Y. 178, 78N. E. 943 (1906) を基に作成されたものである。
- (30) 望月礼二郎『英米法』昭和五六年、三一九頁以下。
- (31) Restatement (Second) of Contracts, § 90, Comment a.
- (32) Edward Yorio and Steve Thel, The Promissory Basis of Section 90, 101 Yale. L. J. pp. 111~116 なお Michael B. Metzger and Michael J. Phillips, The Emergence of promissory Estoppel as an Independent Theory of Recovery, 35Rutgers L. Rev. (1984), p. 489 を併せて参照されたい。
- (33) Yorio, op. cit. (note32), pp. 111-116.
- (34) Williston on Contracts (4th ed. by Lord), § 7.
- (35) C. Fried, Contract as Promise, pp. 1-5, pp. 69-70.
- (36) Yorio, op. cit. (note32), pp. 111-116, pp. 130- 131, 141-142.
- (37) Mary E. Becker, Promissory Estoppel Damages, 16 Hofstra L. Rev., pp. 140-146.
- (38) Fridman, Promissory Estoppel, 35Canadian Bar Rev. p. 284.
- (39) L. L. Fuller&William R. Perdue, JR., The Reliance in Contract Damages: 1 / 2, 46Yale L. J., p. 52. (1936), 46Yale L. J., p. 373. (1937)

- (40) Calamari&Perillo, CONTRACTS, 3d. ed., § 6.
- (41) Warren L. Schattuck, Gratuitous Promises-A New Writ?, 35Mich. L. Rev. pp. 941-945.
- (42) Warren A. Seavey, Reliance upon Gratuitous Promises or Other Conduct, 64Harv. L. Rev., p. 926.
- (43) 328 Pa. 497, 196A. 39.
- (44) 83U. S. App. D. C. 353, 169 F. 2d 684
- (45) 26Wis. 2d 683, 133N. W. 2d 267. なお、『シユリスト別冊・英米判例百選Ⅱ私法』(旧版)五八頁以下に本判決の詳細が紹介されている。
- (46) 493F. 2d 352.
- (47) 386F. Supp. 687.
- (48) 482F. Supp. 481.
- (49) 700F. 2d916. なお、同様の事例として、Feinberg v. Pfeiffer Co., 322 S. W. 2d163, Mo. Ct. App. (1959) が有名である。同判決については、『別冊シユリスト英米判例百選』(第三版)二一〇頁以下を併せて参照されたい。
- (50) 306N. W. 2d114.
- (51) 520 A. 2d 217.
- (52) 479N. W. 2d. 387.
- (53) Farnsworth&Young, CONTRACT, 5th ed., pp. 363-364.
- (54) Restatement (Second) of Contracts, § 344 (b).
- (55) A. Farnsworth, Precontractual liability and preliminary agreement: Fair dealing and failed negotiations, 87 Columbia Law Review, p. 217.
- (56) Cheshire & Fifoot, The law of contract, pp. 235-271, 10. ed. 1981. によれば、表示による禁反言 (estoppel by representation) は、善意不実表示について損害賠償による法的保護が認められなかった時代には、これの補完的機能を果たしてきた。また、ドイツにおいて、Heinlich Stoll や Köndgen は、約束的禁反言の法理の影響の下に、契約の準備段階における交渉当事者の民事責任を基礎づけている。なお、丸山英二教授は、約束的禁反言の法理が今日果たしている機能の一つとして、「契約締結の準備

段階における約束を信頼した者を保護すること」を挙げる（『ジュリスト英米判例百選（第三版）』二二二頁）。また、契約が有効に成立した事例で、約束的禁反言の法理と類似する考え方によって、被告の契約の準備段階における損害賠償責任が認められたわが国の判決として、東京高判昭和五二年一〇月六日（判例時報八七〇号三七頁）を挙げるべきであろう。

(57) 山梨学院大学法学論集第五〇号九一頁以下、同第五一号三四八頁以下。